

戦後強制抑留者に対する特別給付金の支給に関する法律案要綱

第一 趣旨

この法律は、戦後強制抑留者が、戦後、酷寒の地において、長期間にわたって劣悪な環境の下で強制抑留され、多大の苦難を強いられたこと、その間において過酷な強制労働に従事させられ、また、それにもかかわらず当該強制労働に対する対価の支払を受けていないこと等の特別の事情にかんがみ、戦後強制抑留者の労苦を慰藉^{しや}するための特別給付金の支給に関し必要な事項を規定するものとする。

(第一条関係)

第二 定義

この法律において「戦後強制抑留者」とは、昭和二十年八月九日以来の戦争の結果、同年九月二日以後ソヴェト社会主義共和国連邦又はモンゴル人民共和国の地域において強制抑留された者で本邦に帰還したものをいうものとする。

(第二条関係)

第三 支給対象者

戦後強制抑留者でこの法律の施行の日において日本の国籍を有するものには、特別給付金を支給するものとする。 (第三条第一項関係)

第四 支給内容

一 特別給付金の額は、戦後強制抑留者の帰国の時期の区分に応じ次の表に掲げる額とするものとする。

帰 国 の 時 期	特 別 給 付 金 の 額
昭和二十三年十二月三十一日まで	三、 円
昭和二十四年一月一日から昭和二十五年十二月三十一日まで	五、 円
昭和二十六年一月一日から昭和二十七年十二月三十一日まで	一、 円
昭和二十八年一月一日から昭和二十九年十二月三十一日まで	一、五、 円
昭和三十年一月一日以降	二、 円

二 特別給付金は、三年以内に償還する老記名国債をもって交付するものとする。

(第四条第一項関係)

第五 支給手続

一 特別給付金の支給を受ける権利の認定は、これを受けようとする者の請求に基づいて、総務大臣が行
うものとする。 (第三条第二項関係)

二 一の請求は、平成二十六年三月三十一日までに行わなければならないものとする。 (第三条第三項関係)

三 一の期間内に特別給付金の支給を請求しなかった者には、特別給付金は支給しないものとする。 (第三条第四項関係)

四 特別給付金に関する処分についての異議申立てに関する行政不服審査法第四十五条の期間は、その処
分の通知を受けた日の翌日から起算して一年以内とするものとする。 (第六条第一項関係)

第六 施行期日等

一 この法律は、平成十七年十月一日から施行するものとする。 (附則第一条関係)

- 一 国は、この法律の施行後速やかに、第二の地域において戦後強制抑留された者であつてこの法律による特別給付金の支給の対象となつてゐる者以外のものに係る強制抑留の実態について総合的に調査を行い、関係者について労苦に報いる等のための方策に関し検討を加え、その結果に基づき必要な措置を講ずるものとする。 (附則第三条関係)
- 二 その他所要の規定を整備するものとする。